

桜井市告示第 132 号

桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

桜井市長 松 井 正 剛

桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻に伴い桜井市へ移住し新生活を始める新婚世帯に対し、経済的支援及び少子化対策を目的とする桜井市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請年度 補助金の交付を申請する日の属する年度をいう。
- (2) 新婚世帯 申請年度の前年度の 1 月 1 日から申請年度の末日までにおいて婚姻の届出が受理され、当該婚姻を継続している夫婦をいう。
- (3) 住居費 申請年度の間、婚姻を機に、本市内の住宅を取得、リフォーム工事又は賃借する際に要した費用（住宅を賃借する際に勤務先から住宅手当その他これに類する手当が支給されている場合は、当該手当額を差し引いた費用）をいう。
- (4) 引越費用 申請年度の間、婚姻を機に、引越しする際に要した費用をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における新婚世帯の年齢がいずれも 39 歳以下であること。
- (2) 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）における新婚世帯の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基

づく住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。

- (3) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (4) 新婚世帯の双方又は一方が奈良県外からの定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入をする者で、当該転入日から遡って1年以内に奈良県内の住民基本台帳に記録されたことがないものであること。
- (5) 新婚世帯の双方が本市に申請日から起算して5年以上居住する意思があること。
- (6) 新婚世帯の双方が日本国籍又は永住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (7) 新婚世帯の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号の合計所得金額であって、当該年度(市長が特別な事情があると認めた場合は前年度)の初日の属する年の前年分の所得をいう。以下同じ。)を合算した金額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済がある場合は、当該所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (8) 新婚世帯の双方が住民税(申請日において本市又は転入前の市区町村により賦課されている市区町村民税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (9) 新婚世帯の双方が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者でないこと。
- (10) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 新婚世帯の双方が桜井市移住支援金交付要綱(令和元年9月桜井市告示第166号)及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助対象外経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費は、申請日までに支出した経費とする。この場合において、婚姻日から遡って1年以内に契約を締結した住宅の取得又はリフォーム工事に係る経費については、申請年度内で支出した経費に限り、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 新婚世帯双方の婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする新婚世帯(以下「申請者」という。)は、桜井市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、申請年度内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯が居住する新住宅に係る住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 第3条第4号の要件が証明できる書類の写し
- (4) 第3条第7号の所得が証明できる所得証明書の写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 誓約書(第2号様式)
- (7) 同意書(第3号様式)
- (8) 住民税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 住居費及び引越費用の領収書その他の支払を確認することができる書類の写し
- (10) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅を取得した場合に限る。)

- (11) 工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- (12) 物件の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借した場合に限る。）
- (13) 住宅手当支給証明書（第4号様式。勤務先から住宅手当が支給されている場合に限る。）
- (14) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合に限る。）
- (15) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、桜井市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により、不適当と認めるときは、桜井市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに桜井市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）承認申請書（第7号様式）に第6条各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、当該内容を審査し、承認したときは、桜井市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）承認決定通知書（第8号様式）により、不承認としたときは、桜井市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）不承認決定通知書（第9号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 補助決定者は、前2条の規定により補助金の交付決定又は交付変更承認決定を受けたときは、桜井市結婚新生活支援補助金交付請求書（第10号様式）に補助金の振込先口座の通帳の写し又はこれに準ずるものを添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請日から起算して 5 年以内に本市から転出した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合

(返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、次の各号の掲げる事由に応じ、それぞれ当該各号に定める返還を求めるものとする。

- (1) 補助金の申請日から 3 年未満に本市から転出した場合又は虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合 全額
- (2) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合 半額
- (3) その他市長が不相当と認める場合 市長が指定する額

2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、桜井市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知兼返還命令書(第 11 号様式)により行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

項目		補助対象経費	補助対象外経費
住居費	取得	(1) 住宅の購入費 (2) 新築工事費	(1) 土地の購入費 (2) 住宅ローン手数料
	リフォーム	(1) 修繕工事費 (2) 増築工事費 (3) 改築工事費 (4) 設備更新工事費 (5) その他住宅の機能の維持又は向上を図るために行う工事費	(1) 倉庫及び車庫に係る工事費 (2) 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費 (3) エアコン、洗濯機等の家電購入費又は設置費
	賃借	(1) 賃料 (2) 敷金 (3) 礼金 (4) 共益費 (5) 仲介手数料	(1) 駐車場代 (2) 物件の清掃代 (3) 更新手数料 (4) 光熱水費 (5) 設備購入費 (6) 火災保険料及び家財保険料
引越費用		(1) 引越業者、運送業者その他これらに類する事業者を利用して行った、引越しに伴う荷物の運送に要した費用	(1) 自らが引越しを行うために使用する自動車の賃借料、燃料代等 (2) 引越しに協力した者への報償等 (3) 引越しに伴って発生する不用品の処分費

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

桜井市結婚新生活支援補助金交付申請書

桜井市結婚新生活支援補助金について、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	婚姻届提出日	年 月 日				
2	婚姻日における年齢	夫	歳	妻	歳	
3	住所を定めた年月日	夫	年 月 日	妻	年 月 日	
4	所得	夫	円	妻	円	合計 円
	貸与型奨学金返済額	夫	円	妻	円	合計 円
5	住居費 (取得)	契約締結年月日			年 月 日	
		契 約 金 額			円	
		領収書記載額 (A)			円	
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日			年 月 日	
		契 約 金 額			円	
		領収書記載額 (B)			円	
	住居費 (賃借)	契約締結年月日			年 月 日	
		家 賃			円	
		敷 金			円	
		礼 金			円	
		共 益 費			円	
		仲 介 手 数 料			円	
	住宅手当	小 計 (C)			円	
住宅手当等受給額 (D)			円			
引越費用	引越年月日			年 月 日		
	費 用 (E)			円		
合計 (A+B+C-D+E)					円	
6	交付申請額 (1,000 円未満の端数切捨て) ※夫婦共に年齢が 29 歳以下 上限 60 万円 ※上記以外 上限 30 万円				円	

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住 所
氏 名
配偶者 氏 名

誓 約 書

桜井市結婚新生活支援補助金の申請に当たり、私及び私の配偶者は、下記に掲げる事項について記載内容のとおりであることを確認し、今後も遵守することを誓約します。

記

- (1) 桜井市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (2) 新婚世帯の双方又は一方が奈良県外から定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入する者で、その転入の日から起算して過去 1 年以内に奈良県内の住民基本台帳に記録されたことがないものであること。
- (3) 新婚世帯の双方が桜井市に 5 年を超えて居住する意思があること。
- (4) 新婚世帯の双方が日本国籍又は永住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (5) 新婚世帯の双方が、住民税（申請日において桜井市又は転入前の市区町村により賦課されている市区町村民税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 新婚世帯の双方が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者でないこと。
- (7) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 新婚世帯の双方が桜井市移住支援金交付要綱（令和元年 9 月桜井市告示第 166 号）及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

同意書

（宛先）桜井市長

桜井市結婚新生活支援補助金の交付に係る審査のため、私及び私の配偶者について下記の事項を公簿により確認することを同意します。

また、補助金交付後5年間の住民登録に関する事項について市長が調査することにつきましても同意します。

記

- (1) 市税の納付状況に関する事項
- (2) 上記のほか、補助金の交付決定に係る審査に必要な事項

申請者 住 所
氏 名

配偶者 氏 名

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

給与等の支払者
所在地
名称
代表者氏名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記のとおり住宅手当支給状況を証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

支給月	住宅手当		支給月	住宅手当	
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担をする全ての手当等の月額です。
- 2 証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市結婚新生活支援補助金については、下記のとおり決定しましたので、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

補助金に関する報告及び立入調査について、桜井市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、次に掲げる場合には、補助金の全額又は一部の返還を請求します。

- (1) 補助金の申請日から 3 年未満に桜井市から転出した場合：全額
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合：全額
- (3) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に桜井市から転出した場合：半額
- (4) その他市長が不相当と認める場合：市長が指定する額

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった桜井市結婚新生活支援補助金については、不交付と決定しましたので、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、通知します。

不交付の理由

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

桜井市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桜井市結婚新生活支援補助金について、申請内容を（変更・中止）したいので、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

（変更前）

（変更後）

2 （変更・中止）理由

3 関係書類

（変更・中止）の内容を確認することができる書類

第 8 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市結婚新生活支援補助金（変更・中止）承認及び交付変更決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった桜井市結婚新生活支援補助金の変更については、下記のとおり承認し、交付決定額を変更しましたので、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知します。

記

1 変更後の交付決定額

2 変更内容

（変更前）

（変更後）

第 9 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）不承認決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった桜井市結婚新生活支援補助金の変更については、不承認となりましたので桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知します。

不承認の理由

第 11 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知兼返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した桜井市結婚新生活支援補助金については、下記のとおり決定の全部又は一部を取消しましたので、桜井市結婚新生活支援補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、補助金の返還を命じます。

記

1. 交付決定取消しの区分 : 全部 ・ 一部
2. 取消し（返還）の事由 :
3. 交 付 済 金 額 : 円
4. 返 還 金 額 : 円
5. 返 還 期 限 : 年 月 日